

農業委員会名簿

出席	役職	氏名	備考
出席	会長	日永 熙	
出席	副会長 (職務代理者)	渥美 誠	
出席	副会長	吉川 靖雄	
出席	副会長	山田 臣一	
出席	委員	辻 義則	
出席	委員	堀田 守	
出席	委員	加藤 さゆみ	
出席	委員	伊藤 里海	
出席	委員	飯田 勝	
出席	委員	大橋 一之	
出席	委員	加藤 博由	
出席	委員	服部 鉄男	
出席	委員	後藤 和子	
出席	委員	山田 真弘	
出席	委員	清水 利泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	菊 池 雄 斗

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成29年11月20日(月) 午前9時00分から午前9時28分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 菊池雄斗である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、平成29年11月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長 会長さん宜しくをお願いします。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中14名で、定足数に達しておりますので、只今より11月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 9番 服部 鉄男 委員

議席番号10番 吉川 靖雄 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請	11件
議案第23号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請	7件
決定第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	38件
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	11件
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	1件
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件
	4. 現況証明願	1件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	12件

それでは、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請 11件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から11番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

会長

只今、事務局より議案第22号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 22号 農地法第3条の規定による許可申請 11件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 23号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)</p> <p>申請者は、申請地に建物を所有しておりますが、接道がないため自己の所有する農地を進入路として利用したいため申請するものです。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 23号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 23号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 24号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地のマンションにて夫婦と子供2人の4人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い現在の住居では大変手狭なため、住宅の建築を検討していたところ、父が所有する農地の中で唯一住宅が建築可能な申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画でございます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 車両置場の申請でございます。申請者は現在、申請地の南側で自動車の整備・販売業を営んでいます。現在、使用している車両置場に購入した車両を保管する場合、公道を一時的に封鎖してしまうため近隣住民に大変迷惑をかけています。現在の車両置場に隣接する申請地を買い受け、車両置場を拡張し、積載車が乗り入れできるようにする計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、192枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。申請地を整地し、基礎工事は、専用架台、敷地周囲をフェンスで囲い、雨水は勾配を付けて南側側溝へ排水する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて洋裁学院を個人で営んでいますが、生徒さんの駐車場が無いとため生徒を集めることが困難となってきました。幸い、洋裁学院に近い申請地を貸していただけることとなったため、砂利敷きの駐車場として整備する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、勝幡町で土木建設工事業を営んでいます。現在借りている資材置場は地主より返却を求められており、大変困っていたところ、申請地を売っていただけることとなったため、砂利敷きの駐車場及び資材置場を整備する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、内佐屋町と千引町の2か所で調剤薬局を営んでいます。この度、千引町の内科医院が移転することになったため、移転先に隣接する申請地に調剤薬局を建設する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は町方町で上下水道の配管工事業を営んでいます。近年、業績が伸びると同時にトラックなどの工事車両も増え、配管材料や砕石等の資材も増える一方です。この度、申請地を購入し、資材置場を拡張する計画でございます。

以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 24号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 24号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番から38番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第7号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から38番、全体筆数115筆、面積は116,309㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は53筆、56,803㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は11名の方々の、合計62筆、面積は59,506㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、れんこんでございます。公告年月日は平成29年11月30日、契約開始年月日は平成29年12月1日、全て新規でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまいます。以上で説明を終わります。</p> <p>(大橋委員 入室)</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 7号 について簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、決定第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から11番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、11件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の確認願を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から12番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、12件の合意解約の通知を受付いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、11月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時28分)</p> <p>上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。</p> <p>平成29年11月20日</p> <p style="text-align: center;">会 長 日 永 熙</p> <p style="text-align: center;">議事録署名者 議席番号 9番委員 服部鉄男</p> <p style="text-align: center;">議事録署名者 議席番号 10番委員 吉川靖雄</p>